

# 食品安全委員会緊急時対応専門調査会

## 第23回会合議事録

1．日時 平成19年10月30日（火） 10:00 ~ 12:12

2．場所 委員会7階中会議室

3．議事

（1）見上委員長あいさつ

（2）専門委員の紹介

（3）専門調査会の運営等について

（4）座長の選出

（5）食品による健康被害発生防止のためのリスク管理機関の平時の取組と緊急時の対応について

（6）平成19年度緊急時対応訓練について

（7）その他

4．出席者

（専門委員）

熊谷座長、元井座長代理、青木専門委員、飯島専門委員、黒木専門委員

小泉専門委員、小澤専門委員、近藤専門委員、山本専門委員

（食品安全委員会委員）

見上委員長、小泉委員、長尾委員、廣瀬委員、本間委員

（厚生労働省医薬食品局）

宮川監視安全課長補佐

（農林水産省消費・安全局）

古畑消費・安全政策課長補佐

（事務局）

齊藤事務局長、酒井情報・緊急時対応課長、熊谷課長補佐

## 5 . 配布資料

- 資料 1 「専門委員職務関係資料」
- 資料 2 「食品による健康被害防止のための管理機関の平時の取組と緊急時の対応について」
- 資料 3 「食品による健康被害発生防止のための農林水産省の平時の取組と緊急時の対応について」
- 資料 4 「平成19年度緊急時対応訓練計画（案）」
- 資料 5 「『緊急事態を未然に防止するためのリスク探知に関する検討』の進め方（案）」
- 参考資料 1 「平成19年度食品安全委員会運営計画（抜すい）」
- 参考資料 2 「平成19年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画」

## 6 . 議事内容

酒井情報・緊急時対応課長 それでは、定刻より少し早いようでございますが、全員おそろいでございますので開催したいと思います。ただいまから「第23回緊急時対応専門調査会」を開催いたします。

事務局、情報・緊急時対応課長の酒井と申します。よろしくお願ひいたします。座長が選出されるまでの間、暫時、私が議事を進行させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

このたび、10月1日付けをもちまして各専門調査会の専門委員の改選が行われましたが、本日は改選後の最初の会合に当たります。

まず初めに、見上食品安全委員会委員長よりごあいさつをお願いしたいと思います。

見上委員長 紹介にあずかりました見上です。座ってあいさつさせていただきます。よろしくお願ひします。

このたび、食品安全委員会の専門委員への就任を御承諾いただきまして誠にありがとうございます。皆様方におかれましては、内閣総理大臣より、平成19年10月1日付けで食品安全委員会の専門委員として任命されたところであり、その属すべき専門調査会については、委員長が指名することになっておりますことから、私のほうから緊急時対応専門調査会に所属する委員として指名させていただきました。何とぞよろしくお願ひいたします。辞令につきましては、既に皆様方のお手元に届いていることと存じます。

さて、皆様御承知のとおり、平成15年7月に食品安全基本法に基づき食品安全委員会が内閣府に設置されてから4年余り経過いたしました。これまでの間、私も含めまして7人の委員で毎週木曜日にさまざまな事案について議論をまいりました。

専門調査会につきましては、これまで各分野における専門的な事項について調査審議を行っていただいているところですが、10月1日からは、14の専門調査会の体制下で、皆様方を初めとする総勢約200名の方々に御活躍いただいております。その中で、この緊急時対応専門調査会につきましては、重大な食品事故が発生した際における緊急時の対処体制の整備について調査審議いただいております。具体的には、緊急時対応マニュアルの作成や食品安全委員会が実施する緊急時対応訓練の助言について御意見をいただいているところです。このような緊急事態への対処体制を整備することを通じまして、国民の健康への悪影響の未然防止または抑制を着実にやっていくことが、食品安全委員会の重要な役割の一つと考えております。

この緊急時対応専門調査会には、医学、薬学、獣医学、社会心理学、法学などから、具体的に問題となる感染症、中毒あるいは危機管理といったさまざまな専門分野の方から御参加いただいております。皆様方におかれましては、知識やこれまでの経験を十分生かし、御審議をお願いできればと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

酒井情報・緊急時対応課長 どうもありがとうございました。

次に、本日机の上に配布しております資料の確認をお願いしたいと思います。

熊谷課長補佐 資料の確認をさせていただきます。

本日御用意しておりますのは、5つの資料と参考資料が2つでございます。

資料1として「専門委員職務関係資料」でございます。

資料資料2としまして、厚生労働省の説明用の資料でございますが、「食品による健康被害防止のための管理機関の平時の取組と緊急時の対応について」でございます。

資料3は、農林水産省の説明用の資料でございますが、「食品による健康被害発生防止のための農林水産省の平時の取組と緊急時の対応について」でございます。

資料4は、「平成19年度緊急時対応訓練計画(案)」でございます。

資料5としまして、「『緊急事態を未然に防止するためのリスク探知に関する検討』の進め方(案)」でございます。

参考資料1といたしまして、「平成19年度食品安全委員会運営計画(抜すい)」でございます。

参考資料 2 といたしまして、「平成19年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画」でございます。

なお、机上に置いてあります「緊急時対応の法令規定集」につきましては、調査会終了後、こちらで保管いたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございますが、不足の資料等ございますでしょうか。

酒井情報・緊急時対応課長 よろしいですか。

それでは、議事に入らせていただきます。まず、専門委員の紹介についてでございます。

今回、緊急時対応専門調査会の専門委員に御就任いただいた方を私のほうからお名前を五十音順で御紹介させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、今回新たに就任されます方を含めまして、簡単に自己紹介をお願いできればと存じます。

それでは、青木浩一専門委員でございます。一言お願いいたします。

青木専門委員 おはようございます。小さいころから五十音順で真っ先に指名されるんですけれども、僭越でございます。私は、電通パブリックリレーションズという広報の専門会社におりまして、危機管理広報のコンサルティングをさせていただいております。主に民間企業さん、あるいは官庁さんの有事の対応のお手伝い、あるいは危機を予防するための平常時からのトレーニングというようなことを日々やらせていただいております。

私どものOBがこの委員をやらせていただいた田中正博氏でございまして、田中氏からバトンを受け継いだ次第でございます。若輩者でございますけれども、是非よろしく願いいたします。

酒井情報・緊急時対応課長 続きまして、飯島康典委員でございます。

飯島専門委員 飯島でございます。よろしく願いします。

酒井情報・緊急時対応課長 熊谷進委員でございます。

熊谷専門委員 熊谷でございます。国立予防衛生研究所というのがかつてありまして、その食品衛生部から今の国立感染症研究所の食品衛生微生物を経て、9年前に東京大学の現在の、これが長くてすぐ忘れてしまうんですけども、農学生命科学研究科の獣医公衆衛生の教授をやっております。どうかよろしく願いいたします。

酒井情報・緊急時対応課長 黒木由美子専門委員でございます。

黒木専門委員 日本中毒情報センターの黒木由美子です。よろしく願いいたします。私どもの財団では、化学物質または動植物の毒成分により急性中毒が起こりました場合の情報提供並びに情報整備を行っております。

私たちの財団は「中毒110番」という24時間の電話相談でよく知られているかと思いきすけれども、特に1995年のサリン事件以降、事件、テロに対する緊急対応ということが求められておりまして、食品に化学物質などが入った場合も緊急対応することになります。そういった意味で、こちらの委員会のほうでも何かお役に立てたらと思っております。

また、個人的には、九州大学の大学院で薬学部を出ているのですがけれども、カネミ油症の中毒事件に関する論文を作成しておりまして、食品への化学物質混入に対して大変興味がありますので、また勉強させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

酒井情報・緊急時対応課長 小泉淑子委員でございます。

小泉専門委員 よろしく願いします。小泉淑子でございます。

酒井情報・緊急時対応課長 小澤邦寿専門委員でございます。

小澤専門委員 群馬県の食品安全会議の事務局長を務めております小澤邦寿と申します。どうぞよろしく願いいたします。私は、10年前までは一般外科の臨床医をしておりまして、その後、公衆衛生部門に移りまして、群馬県の衛生環境研究所長をやっておりまして、4年前から群馬県食品安全会議の事務局長を兼務いたしております。

群馬県は、47都道府県の中では恐らく最も食品安全に関して熱心に取り組んでいる県だと思いますけれども、そういったことで何かお役に立てればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

酒井情報・緊急時対応課長 続きまして、近藤信雄専門委員でございます。

近藤専門委員 近藤です。よろしく願いします。

酒井情報・緊急時対応課長 元井菫子専門委員でございます。

元井専門委員 元井でございます。よろしく願いいたします。

酒井情報・緊急時対応課長 山本都専門委員でございます。

山本専門委員 山本でございます。よろしく願いいたします。

酒井情報・緊急時対応課長 どうもありがとうございました。

なお、内田健夫専門委員、岡部信彦専門委員、春日文子専門委員、吉川肇子専門委員におかれましては、御都合により御欠席ということでございます。

また、本日は、食品安全委員会から、先ほどごあいさついただきました見上委員長。

見上委員長 見上です。よろしく願いいたします。

酒井情報・緊急時対応課長 担当委員であります廣瀬委員。

廣瀬委員 廣瀬です。よろしく願いいたします。

酒井情報・緊急時対応課長 本間委員。

本間委員 本間でございます。よろしくお願いいたします。

酒井情報・緊急時対応課長 とともに、小泉委員。

小泉委員 小泉でございます。よろしくお願いいたします。

酒井情報・緊急時対応課長 長尾委員。

長尾委員 長尾です。よろしくお願いいたします。

酒井情報・緊急時対応課長 にも御出席いただいております。

なお、御都合により欠席されておりますけれども、野村委員も、緊急時対応専門調査会を担当いただくことになっております。

続きまして、事務局を紹介いたします。

齊藤事務局長でございます。

齊藤事務局長 齊藤でございます。よろしくお願いいたします。

酒井情報・緊急時対応課長 熊谷課長補佐でございます。

熊谷課長補佐 熊谷でございます。よろしくお願いいたします。

酒井情報・緊急時対応課長 私は、酒井でございます。

事務局次長の日野は、本日、都合により欠席させていただきます。

それから、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課、宮川課長補佐に来ていただいております。

宮川監視安全課長補佐 宮川でございます。

酒井情報・緊急時対応課長 並びに、農林水産省消費・安全局消費・安全政策課リスク管理企画官、古畑課長補佐にも御出席いただいております。

古畑消費・安全政策課長補佐 よろしく申し上げます。

酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。

それでは次に、専門調査会の運営等についてでございます。事務局より資料に基づき説明させていただきます。

熊谷課長補佐 それでは資料1をお手元に御用意願います。こちらの資料1は、食品安全基本法から始まりまして、専門委員の職務について取りまとめております。時間も限られておりますので、ポイントのみ説明させていただきたいと思っております。

まず、1ページ目をお開きください。こちらでは、食品安全委員会の業務、組織等が食品安全基本法に規定されておりますが、専門調査会における調査審議その他専門委員の方々に関するものを抜粋し、解説しております。

第1条では、食品安全基本法の目的が記載されておりまして、第11条、第12条では、食品安全行政にリスク分析手法を導入し、リスク評価に基づいた食品の安全性の確保に関する施策が行われることが記載されております。

4ページ目に移っていただきまして、4ページ目を御覧ください。こちらの23条では、委員会の所掌事務が記載されております。

次に、8ページ目に移っていただければと思います。8ページ目の36条になりますが、こちらには、委員会の専門事項を調査審議させるための専門委員を置くことができる規定が示されております。ここにありますように、「2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。」「3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。」「4 専門委員は、非常勤とする。」ということが規定されております。

専門調査会の審議についてでございますが、12ページを御覧ください。12ページ、専門調査会の調査審議についてということで取りまとめておりまして、食品安全委員会の運営に関し必要な事項は、食品安全委員会令第4条の規定により、委員長が食品安全委員会に諮って定めることとされ、専門調査会の調査審議の手順、組織及び運営、留意事項等についても、食品安全委員会における累次の決定により行われております。

専門調査会の運営規程についてでございますが、飛びまして15ページを御覧ください。こちらには、食品安全委員会専門調査会の運営規程が示されております。第2条にありますように、委員会に企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会、緊急時対応専門調査会というのを置くこととなっております。また、別表にありますように、評価系の専門調査会が置かれております。合わせて14の調査会が設置されております。

その2条の中に「調査会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、委員長が指名する。」とありまして、3項におきまして「調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する。」となっております。4項では「座長は、当該専門調査会の事務を掌理する。」。5項として「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」というように規定されております。

第3条では、各専門調査会の所掌が記載されておりまして、本緊急時対応専門調査会については、第3項に規定されておりますように、「重大な食品事故等緊急時における対応のあり方等に関する事項について調査審議する。」となっております。

調査審議に際しましては、19ページのほうを御覧ください。こちらでは、その調査審議

については、原則公開するということが食品安全委員会決定により行われております。

なお、専門調査会の皆様には、各専門調査会の調査審議以外にも、食品安全委員会の活動に携わっていただくことがございます。それが20ページになりますが、こちらにそういう専門調査会の調査審議以外の業務についてまとめております。特に、自ら評価、ファクトシートなどに関する業務ですとか、食品の安全に関する重大な緊急時対応において全ての委員に期待される役割というのが、25ページ目と29ページ目にまとめて記載されているところがございます。

32ページに飛んでいただきまして、最後に、専門委員の服務について簡単に説明させていただきたいと思います。こちらには、食品安全委員会の専門委員は、専門の事項を調査審議させるため内閣総理大臣が任命する非常勤職員ですということで、非常勤の職員とはいえ、国家公務員法第2条の規定による一般職国家公務員となりますので、国家公務員法の規定が採用されます。ですので、服務の宣誓、政治的行為、私企業からの隔離、他の事業又は事務の関与制限に関するものは適用されませんが、それ以外のものは適用されるということで、適用されるものについて1から7まで記載しております。

なお、専門調査会以外において、専門委員としての立場ではなく、一専門家として食品の安全の確保に関する個人的見解を公表することが、直ちに国家公務員法の服務に関する規定に違反し、懲戒事由になることはありませんが、この場合は、食品安全委員会の見解であるとの誤解を招かないように御留意いただくようお願いしたいと思います。

以上、簡単でございますが、専門委員の職務関係資料の説明を終わらせていただきます。

酒井情報・緊急時対応課長 何か御意見あるいは御質問ございますでしょうか。いかがでしょうか。

では、よろしいようでしたら、内容について御確認の上、御留意いただきまして専門委員をお務めいただきたくと存じます。

次に、本専門調査会の座長の選出をお願いしたいと存じます。座長の選出につきましては、食品安全委員会専門調査会運営規程第2条第3項によりまして、「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する。」とされております。いかが取扱いでしょうか。

元井専門委員 元井でございます。座長につきましては、本調査会は、食品による重大な健康被害が発生した際の対応とその事態の発生防止について検討しているという調査会でございますから、食品衛生の専門家でございます熊谷専門委員が適任かと私は思いますので、御推薦申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。

山本専門委員 山本でございます。私も、熊谷専門委員が御適任かと存じますので、推薦申し上げます。

酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。

ただいま、元井専門委員、山本専門委員から、熊谷専門委員を座長にという御推薦がございましたけれども、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。

御賛同いただきましたので、座長に熊谷専門委員が互選されました。

それでは、熊谷専門委員、座長席にお移りをお願いいたします。

(熊谷座長、座長席に移動)

酒井情報・緊急時対応課長 よろしいでしょうか。それでは、座長から一言ごあいさつをお願いしたいと存じます。

熊谷座長 どうも、ただいま御指名いただきました熊谷と申します。よろしく申し上げます。

緊急時ということで、「重大な食品事故等緊急時における対応のあり方」ということだそうでした、しばらくこういった食品事故が実際にはないことを願っておりますけれども、その対応については、シミュレーションを含めいろいろ体制を整えておくということが非常に重要かと思っております。是非、これからそれぞれのお立場で忌憚のない御意見をたくさんいただければと思います。

酒井情報・緊急時対応課長 それでは、これ以降の議事の進行を座長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

熊谷座長 それでは、早速議事の進行を引き継がせていただきます。

その前に、まず、食品安全委員会専門調査会運営規程第2条第5項に、「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」という文言があります。私から座長代理として、本調査会の審議に当初よりお加わりいただき、調査会のことをよく御存じの元井専門委員にお務めいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

熊谷座長 それでは、御異議ないようですので、元井専門委員、こちらの座長代理席にお願いします。

(元井座長代理、座長代理席に移動)

熊谷座長 それでは、元井座長代理にごあいさつを願えればと思います。

元井座長代理 熊谷座長の御指名でございますので、前回に引き続いて座長代理をさせていただきますたいと思います。大変微力ではございますが、気持ちをまた新たにして務めさせていただきますたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

熊谷座長 それでは、議事に入ります。

まず、今日は、「食品による健康被害発生防止のためのリスク管理機関の平時の取組と緊急時の対応について」としまして、厚生労働省、それから農林水産省から御説明いただくことになっております。

両省からの御説明の前に、事務局から補足説明があるということですので、まずそこからお願いいたします。

酒井情報・緊急時対応課長 それでは、補足説明のため少し時間をいただきまして御説明申し上げます。

お手元に参考資料1がございますので、後ろのほうでございますが、参考資料1を御用意いただきたいと思います。「平成19年度食品安全委員会運営計画(抜すい)」でございますが、第5の2のところに「対処体制の整備」というところがございます。この緊急時対応専門調査会では、緊急事態への対処、すなわち緊急時対応訓練の結果の検証及び実際の緊急時対応の検証、その他のところでございますが、その他緊急時対応に備えた事前準備のあり方並びに情報の収集、分析及び提供のあり方に関する強化方策について御検討をいただくことになっております。

これまでに食品安全基本法第21条第1項に規定する基本事項、これは2ページに基本事項の抜粋がございますが、これに従いまして、緊急時対応の方法及び緊急時対応マニュアルの作成について御審議いただきまして、お手元に冊子として用意させていただいておりますが、食品安全関係府省緊急時対応基本要綱等のいわゆる緊急時対応マニュアルを整備してまいりました。

参考資料1の3ページ目でございますけれども、それぞれのマニュアル並びにリスク管理機関で策定している緊急時対応指針等の関係図を模式的に示しております。食品の摂取を通じて、国民の生命または健康に重大な被害を生じ、また生じるおそれがある場合にあって、緊急の対応を要する場合には、食品安全関係府省緊急時対応基本要綱に基づき、食品安全委員会とリスク機関が相互に連携を図り、政府一体となった緊急時対応体制を取り、事態に当たるとなっております。

左上に食品安全委員会がございませけれども、時計回りに順番に関係府省がそれぞれ基本方針を整備して、緊急時における対応についてそれぞれ定めるといわけでございます。

食品安全委員会では、食品安全委員会緊急時対応基本指針を策定しておりまして、更に具体的な危害要因等に対しまして、食中毒等による緊急事態等が発生した場合における国の対処のあり方について決めました食品安全関係府省中毒等緊急時対応実施要綱、その他の食品安全委員会の対応について決めました食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針に従って対処するということとなっております。

これらのマニュアルにつきましては、今後更に、この緊急時対応専門調査会におきまして、食品安全委員会が実施する訓練等を通した検証を行っていただくということにいたしております。

そのような審議を進めるに際しまして、第21回会合におきまして、春日委員からでございますけれども、緊急時を考える上で、平時におけるリスク管理機関の対応も理解する必要があるのではないかという御意見をいただきました。緊急時の対応を考えていくためには、平時の対応をベースに、緊急時には何が必要なのか、どう対応を考えなくてはならないかということを検討することが必要ではないかという視点ではないかと存じます。そのため、本日は、食品による健康被害発生防止のため、リスク管理機関が平時からどのような対応を取っているか、また、その対応が緊急時にどのように変わるかということを含めまして、厚生労働省、農林水産省から御説明をいただくことにしたわけでございます。

説明は以上です。

熊谷座長 どうもありがとうございました。

それでは、厚生労働省の対応につきまして、医薬食品局食品安全部監視安全課の宮川課長補佐から御説明をお願いします。

宮川監視安全課長補佐 厚生労働省食品安全部の宮川でございます。よろしくお願いたします。

資料2に基づきまして簡単に御説明させていただきたいと思ひます。私のほうからは、主に食中毒発生時の対応につきまして、基本的なことについて御説明申し上げたいと思ひます。

初めに、資料2の4ページを御覧いただければと思ひます。これは、今年の7月に私どものほうでまとめました平成18年、昨年の食中毒発生状況の概要でございます。そこに、まず最初に発生状況がございませますが、大体事件数が1,500件余り、患者数が4万人程度、それから死者が6名ということでありませ。500名以上の食中毒が6件発生しておるとい

うことであります。

昨年の特徴を申し上げますと、冬場、12月の件数が非常に多い。それから、これが何によるかといいますと、4ページが一番下にございますが、ノロウイルスの件数が、件数としては前年比225件増、それから患者数が約2万人増えているというのが大きな特徴であります。皆様も御記憶にあらうと思いますが、昨年11月、12月ごろに、ノロウイルスの感染について非常に多くの報道等もありまして、対応に追われたということになります。

それ以外は、月別の発生状況を申し上げますと、夏場が基本的に多いものになります。病因物質で申し上げますと、微生物、ノロウイルスのウイルスがありますが、それ以外は、カンピロバクターでありますとかサルモネラでありますような、このような微生物関係の食中毒の報告が多いということになります。

それから、死者につきましては、昨年も6名ほどの方が亡くなっておられますが、多いのは、やはり自然毒によるもの、植物性によるもの、動物性によるものというものであります。主に、間違っキノコをお食べになられた、球根を食べられた、それからフグを食べられたというようなことになります。

このように、食中毒につきましては、常にといいますか発生しておるわけでございますが、私どもでは、食品衛生法の規定に基づいて、それから、通知等で定めております食中毒処理要領に基づきまして、食中毒発生時に対応を取るルールというものを定めて、それに従って対応している状況であります。

1ページ目に戻っていただきますと、そちらの対応の状況ということになります。通常、食中毒が発生いたしますと、診断した医師は保健所に届け出をしていただくという義務が生じますけれども、それ以外にも、患者本人から、もしくは営業者などからの連絡によって探知するということがございます。

探知いたしますと、保健所がその調査、事故の発生の規模などの調査を行って、その範囲を把握いたします。基本的となるのは、何を食べているのかという喫食調査、このあたりは食中毒処理要領のほうで規定しておりますが、喫食状況の調査、何を食べて、共通しているものは何であるのかとか、それから販売店、加工施設などの施設、そういう疑われるような施設に立ち入りをして、例えば調理従事者を調べる、関係食品とありますが、検体を収去いたしまして検査をするなどということを行います。

保健所では、原因施設が絞り込めていけた段階で、例えば営業の禁止をする、停止をする、これは法令に基づく措置であります。被害の拡大を防止するためにそのような措置を行いますし、更には、原因食品について回収などを法令に基づいて行うということを進

めてまいります。更に、営業の禁・停止を行うことによって、原因施設の衛生状況について改善を指導する。それから、営業者、事業者に対して情報を提供していく、このような形を取って収束を見るということになります。

保健所のほうの対応は、基本的に、原因施設を所管する保健所に情報が集約するという流れになっております。患者が非常に広域にわたる場合がございますが、基本的には、原因施設を所管しているところに情報を集約して、それでさまざまな対策を取っていくという形になります。

最終的に、保健所のほうで調査が終了いたしますと、それを都道府県に報告をする。更に、都道府県から厚生労働省に報告をして、それで最終的には食中毒統計などのようなものを作成するという形になります。

ただ、一方、緊急時、事件等が発生している場合においては、当然のことながら、例えば学校などで発生いたしますと、都道府県レベルにおいて、関係する部局、学校、教育委員会でありませうとか、それから農産物等が原因であれば農林水産部局でありませうとか、そういうところと密接に連携を取って対応していくことになります。

平成15年の食品衛生法の改正によりまして、幾つか食中毒への対応の強化を進めてまいりました。基本的な流れは同じですけれども、医師からの届け出 2 ページ目を御覧いただければと思います。食中毒が発生いたしますと、探知をする、それから保健所で調査を行うという流れは基本的に変わらないんですが、やはり大規模になっている、それから広域で発生するということがございますので、法律改正を行いまして、厚生労働大臣が都道府県知事等に対して要請をするなどの原因究明の迅速化、それから被害の拡大防止を図るために幾つかの変更を加えております。

まず初めに、一番下に赤で書いてありますけれども、保健所が探知いたしまして、報告をするというものについては、都道府県までは速やかに報告をしていただく。更に、都道府県から厚生労働省には、50名以上の発生、それからO-157でありますとか、カンピロ菌バクターでありますとか、特定の病原体によるもの、それから原因が不明であるもの、こういうものについては、直ちに第1報を厚生労働省まで報告するというルールを定めております。更に、都道府県知事等への調査の要請といたしまして、上に書いてございますけれども、500名以上が発生するようなもの、もしくはそのおそれがあるような場合、それから広域に発生するような場合、これらについて、緊急を要する場合には、厚生労働省から都道府県に対して調査を要請する、このような規定を盛り込みまして、食中毒対応への強化というようなものを図っております。

それをもう少し図式化いたしましたのが、その3ページ目の図であります。患者が発生する自治体と原因施設を所管する自治体の間で情報の提供などが迅速に行われるように、厚生労働省が間に立ったり、調整をしたり、そういうことをするというのを基本的に定めているわけです。これによって、被害の拡大防止などにつながるようにしていこうという考えであります。

緊急時にはこのような対応を取るというルールを定めておりますが、それ以外に、ちょっと資料は御用意しておりませんが、先ほどの参考資料1の3ページの厚生労働省の部分にございました食中毒健康危機管理実施要領について、日ごろの取組などについて御報告申し上げたいと思います。

食中毒の発生原因というものは、国内で発生しているのを探知してというのは今までの流れによってですけれども、それ以外に、例えば海外での食中毒事件の情報でありますとか、食品による危害の情報というのもございますし、それから、従来から出ているような食中毒以外のもの、健康危害というのもございますので、そういうものについて、例えば研究者からの連絡でありますとか、それから本日専門委員として出席されておりますが、山本先生のところでは食品安全情報などを集めていただいておりますが、そういうところで、例えば海外で発生する食中毒に関連して情報の収集など、御提供などをいただいております。これらにつきましても、私どもでは、それらに即して対応を取っておるということでもあります。

例えば、端的な例で申し上げますと、昨日プレス発表しておりますが、カナダ政府からカナダで6月に発生したO-157の事例について、我が国への輸入などの事例があったということ踏まえて、感染品の自主的な回収でありますとか、販売の中止でありますとか、そのようなことに対応しておるということでもあります。

以上、簡単ではございますが、厚生労働省の食中毒発生時の対応などにつきまして説明申し上げました。ありがとうございます。

熊谷座長 どうもありがとうございました。

御質問は後で、農水省からの御説明をいただいてからまとめていただきたいと思います。

それでは、続きまして、農林水産省消費・安全局消費・安全政策課の古畑課長補佐から御説明をお願いします。

古畑消費・安全政策課長補佐 農林水産省消費・安全局消費・安全政策課でリスク管理企画班を担当しております古畑と申します。よろしく願いいたします。

私のほうから、お配りした資料とパワーポイントを使いまして、座長の後ろで恐縮です

けれども、後ろに画面が映っておりますので、それに基づいて農林水産省におきます平常時の食品による健康被害発生の防止対策と緊急時の対応ということで、2つに関して御説明したいと思います。

( P P )

まず、農水省の取組ですけれども、フードチェーンアプローチという言葉が食品安全基本法で位置づけられておりますので、それに基づいて整理してみました。今、宮川補佐から説明があった厚生労働省、若干大きさが小さくなっておりますけれども、これは、食品衛生法によります監視・指導、特に食中毒対策は、ここを中心に行っているところといたしております。

農林水産省におきましては、まず、その生産段階のところといたしております。生産段階におきます農水産物の生産工程における規制、これは、具体的には農薬ですとか動物用医薬品、飼料ですとか、そういった資材の関係の規制を行っております。それが大きな点です。

もう一つ、農林水産物の生産、流通及び消費の改善を通じた安全性確保ということで、これは、食品事業者によります低減対策を指導する、支援するといった取組で、ここらを今後更に強化していきたいと我々考えております。

( P P )

これもちょっと字が小さいので、これはお手元の資料を見てもらったほうがいいと思うんですけれども、消費・安全局の施策を地図のように落としたものです。食品安全の関係は緑のこの枠に当たるんですけれども、我々、実際には「食の安全」と言っていますが、植物防疫ですとか、動物衛生といった取組にも関与しております。また、消費者の信頼確保の取組ということで、トレーサビリティですとかJAS法に基づく表示の関係を行っております。

本日の食品の健康影響という意味では、この食品安全のところの関係してくると考えております。先ほど申しました資材の関係、農薬ですとか飼料添加物、動物医薬品等もここに入っております。また、有害化学物質対策ですとか、GAPと言われていますが、生産工程におけます衛生管理の指導、また自主的な取組の推進ということを我々は行っております。

( P P )

まず、私はリスク管理を担当しているんですけれども、省内でもリスク管理と危機管理は整理して対応しております。リスク管理は、問題・事故を起こさないよう未然防止を目的に、常日ごろ情報収集を初め、リスクの低減対策を取るという目的で行っております。

一方、危機管理は、リスク管理の結果、危機が起きないようにということはもちろんですが、不幸にして起きた場合の対策をどうするのかということを経営管理として整理しております。農林水産省には食品安全危機管理官という専門のポストも置きまして、平成15年7月以降、この対策も取っているという状況でございます。後ほどその中身を説明させていただきます。

( P P )

我々がやっている食品安全確保のための施策、先ほど申し上げましたような法律に基づいた措置というのを従来行ってきております。農薬の登録制度ですとか、動物医薬品の承認とか、製造者の許可、また立入調査ですとか報告の聴取といった監視関係も従来から行っている。これが、従来から行っています生産資材の関心の安全対策ということになります。

一方、上の箱のリスクに基づいた措置というのを消費安全局立ち上げ以降、新たな取組として進めておまして、本日、この新たな取組のところを中心に御説明させていただきますと思います。

( P P )

これもちょっと細かいんですけども、リスク分析の枠組みというのがコーデックスで位置づけられておまして、具体的にこのようなステップになっております。農林水産省が行いますリスク管理というのは、このオレンジ色の箱の中になります。食品安全委員会は、このリスク評価を行う組織と位置づけられております。

この中で我々はリスク管理を具体的に進めていくんですけども、特に、食品の安全に関する問題点の特定、初期作業の中で情報収集を非常に重要視しております。これは、実際にはリスク管理のためにやっているんですが、緊急事態に関する情報であれば、すぐに危機管理に移行するといった初期の情報にもなりますし、まずこの情報収集を行うことによってこの手続は動いていく。

この情報収集の結果は、リスクプロファイルという形で整理しまして、我々がリスク管理を進める上で優先度を内部で決めるということを行っております。当然、優先度の高いものから行う。我々、人材も時間もお金も限られているものですから、すべて用意ドンで対応するということはできませんので、優先度を決めて、優先度に基づいたリスク管理を行うという整理をあらかじめしております。

実際何をやっているかということ、また後ほど説明しますが、科学に基づいたリスク管理を進める上で、まだ実態把握が十分ではないというのが現状ですので、この実態把握を中

心に我々取っております。

実態調査の結果、直ちに対応するようなリスクがないということに整理されれば、その危害要因に対する取組はそこまでということになりますし、更に何らかの措置が必要ということになれば、リスク評価の依頼ですとか、実際評価を受けた後のリスク管理措置の検討というステップに移ってまいります。残念ながら、我々もこれに移行して、そこまでのステップにまでまだ至っていないのが現状です。将来的にはそのような措置を実施して、検証するという、このぐるぐる回るようなサイクルのリスク管理を進めていきたいと考えております。

( P P )

このリスク管理を進める上で、我々、標準手順書というものをつくって、消費・安全局の中できちんとしたリスク管理を進めていこうということにしております。標準手順書をなぜつくったのかといいますと、リスク管理の手順、コーデックスで枠組みが決まっていたんですけども、具体的に、どういうタイミングで、だれがやるのかというのが明らかではなかったということで、それを整理しました。農林水産省の消費・安全局でリスク管理を担当する職員がこれを使うという整理をしております。

また、内容ですけれども、先ほど申し上げました具体的な手順をまさに標準手順としてまとめたものになっております。これを実行することによって、国際的な枠組みにのっとったリスク管理を行うことを目的にしております。

( P P )

中身、適用の範囲ですけれども、従来からいろいろな危害要因の対策を我々は取っておりますので、それをすべてさかのぼって使うというよりは、原則、これからリスク管理を実施する、まだ対応が決まっていないものをこの標準手順書の対象として考えております。例外的に、資材のように法定諮問事項としてもう既に評価ですとか承認の仕組みが固まっているもの、確立されているものは、その従来やり方にのっとるとのこと。また、緊急時でこの手順にのっとっているいとまがない場合には、緊急時の対応ということで、別に定めております基本指針ですとか内部のマニュアル、こういったものに従うと整理しております。

( P P )

これは一般原則として書かれている内容ですので、リスク管理の目的とか関係機関の連携等々、さまざまな一般原則として定めている。

標準手順書に基づきます具体的な取組ですけれども、本日、この成果物をお持ちしてお

りませんが、基本的にすべて公表しております。優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質をリスト化して、2006年ですから、昨年4月にこれを公表しております。カドミウムですとかダイオキシン、砒素等々の重金属とか、あとはカビ毒関係、また加工段階で生成するような化学物質、聞かれたことがあると思いますけれども、アフラトキシンですとかクロロプロパノールといった一部の加工食品の製造過程で、意図的ではないんですけれども生成してしまうような化学物質、こういったものもその対象にしております。

( P P )

それらのリスク管理を我々進めていくんですけれども、今足りない情報の収集をサーベイランス・モニタリング計画ということで、あらかじめ実態調査の対象を明らかにした上で、その実態調査に取り組んでいるという状況です。

サーベイランス・モニタリング計画というのを2種類出していまして、5年間に実施すべきリストというものの、それを中期計画と我々呼んでいるんですが、そのリストと、毎年度定めます年次計画、この2種類を定めていまして、実際には委託調査ですけれども、個々の化学物質について調査を実施しております。調査を実施する際には、安かろう、悪かろうの分析結果では、我々も使えませんし、国際機関に提供した際に使ってもらえないという結果にもなりますので、きちんとした分析法を使っていること条件に調査をする、そのためのガイドラインも定めて調査をしております。

これが有害化学物質対策で、2006年ですから、昨年から進めている調査の中身になります。これに対して有害微生物の対策というのが、ちょうど1年後れ、本年度からその対策を進めております。1年後れの理由はと聞かれることがあるんですが、有害微生物を軽んじているわけではなくて、農林水産省にスタートする十分な知見がなかったということもあって、勉強期間が1年かかったというのが実情であります。

( P P )

中身は同様でして、優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリストを2007年4月に定めまして、サーベイランスに本年度からかかっております。鶏卵のサルモネラ、あと、O-157に関して調査を実施するというので、今スタートしたところですか、進めております。

( P P )

この実態調査の結果ですけれども、箱の中、ちょっと見にくいですが、科学に基づいてリスク管理を進める上で基礎データになりますので、これは非常に重要なものでして、有害化学物質、有害微生物、この実態調査の結果は、暴露評価と、あと我々リスク管理を進

めていくかどうか、そういったリスクに基づいた措置の検討のために使う。また、実施した後は、妥当性なり有効性のモニタリング調査として活用するという事を考えております。

( P P )

あと、まだ今後の話なんですけれども、このような実態調査の結果、リスク管理が必要だといった場合には、農林水産省としてどういうリスク管理措置を取るかということですが、コーデックスの考え方にあるんですが、まず、低減のための各種対策を実施することになります。農林水産省で行います「実施基準」と書いてありますが、行動指針ですかガイドライン、こういったものによります食品汚染の低減措置を取りまして、それで全体としてリスクを低減する取組を進めようと思っております。

更に高濃度のものが残って、それを流通から排除する必要があるということになれば、厚生労働省との相談ということになりますけれども、例えば、食品衛生法によります残留基準のような基準値の設定といった措置を検討することになります。これは内部向けによく言っているんですけれども、最終製品の規格・基準を設定するのが唯一のゴールということではなくて、生産加工段階できちんと管理して低減対策を取るほうが効率的かつ効果的だということで、その基礎情報として我々はリスク管理を進めているということになります。

これも内部向けの説明ですが、「規制（基準）が全てではない」と。低減対策を取るのが、まず我々の目的だと整理しております。

( P P )

以上が、我々が平時に取り組んでおりますリスク管理の部分の説明になります。

( P P )

ここから危機管理の関係の平時の取組ですけれども、リスク管理、危機管理、先ほど別々のものだということ強調させていただきましたが、別々のものではあるんですが、関係ないということではございません。今御説明しましたリスク管理のところ、未然防止対策を我々取っているんですが、これも万能ではございませんし、何らかの事故、事件というか危機の発生はどうしても起こり得る。仮に起きた場合、緊急事態が発生した場合に、その対処、処置を取るのがこの危機管理という位置づけになります。その目的としては、事後復旧対策、速やかな復旧、業務の回復というものをねらったものになります。その結果というのは、当然、そこでおしまいということではなくて、そこで得られた知見を再発防止に役立てるという意味ではリスク管理にもつながってくる。こういった構図、流れに

なろうかと思えます。

( P P )

農林水産省の説明に使わせてもらうのは、ちょっと場所が違いますけれども、農林水産省におけます緊急時対応基本指針というものを定めまして、政府全体での取組ということになれば食品安全委員会が中心ということになりますが、それと連携協力する形で、農林水産省も危機管理の対応を取ると位置づけております。

( P P )

農林水産省の危機管理の考え方を整理しましたが、我々、消費・安全局では幾つか目標を定めているんですけれども、その中にもありまして、消費者の健康保護（安全確保）を目的としておりますし、食料の安定供給、安全な食品を安定的に供給するための適切な生産から流通を確保するために、問題発生時においても、問題原因の速やかな特定、また対象商品を特定して迅速な回収、安全な他の流通ルートの確保、こういったものをねらいとします。実際、食中毒案件であれば、当然、厚生労働省等関係機関と連携しながらということになりますので、我々だけがやる措置ではございませんが、そこら辺、うまく連携してそこで取組をできるように、また にありますような、場合によっては他の流通ルートの確保、こういったところは農林水産省の役割かなと思っております。そのための手段としてトレーサビリティといったものも一部取組をしております。そういったことによりまして最悪の事態を回避して、被害を最小限に抑え復旧へということを目指しております。

( P P )

具体的な取組として、先ほどから難しい名前でいろいろな基本要綱ですとか基本指針とかの御説明がありましたが、農林水産省でも幾つか取組がありまして、これは基本指針と整理しているものでございます。これは、食品安全に関する緊急事態が発生した際に、農林水産省が主として取り組む事項を明示している。国民に対して発信している中身であります。製造・加工／流通・販売段階におきます緊急事態に対応する、農水省がどういう対応をするのかというのを明らかにしています。また、生産資材関係の緊急時の対応。それと生産環境に由来する何らかの事故に対する対応。これは一部まだ検討中の部分がありまして、残念ながらこれに関してはホームページに載っておりませんが、こういったものを公表して、国民に対して情報発信を一部しております。

( P P )

ただ、実際に危機が発生したときに、公表用のものですべて対応はできませんので、ここは公表していないんですけれども、対応マニュアル、もっと詳細に、例えば、だれが、

いつ、どうするといった、ある意味責任の所在を明らかにした内部マニュアルを幾つかつくって、それに基づいて対応することを基本に考えております。

また、そのマニュアルの検証のために、我々も右にありますようなマニュアルに基づいた訓練を実施しております。具体的には、平成17年度から、例えば無登録農薬の事案が生じた場合とか、リンゴ火傷病が持ち込まれた場合ですとか、家畜飼料に遺伝子組換え体がまじった場合とか、そういう事案ごとの模擬的な訓練を行ったりしております。また、緊急時のコミュニケーション関係の訓練というものを平成18年度始めておりますし、農林水産省は地方部局も多いものですから、そういう地方部局を巻き込んだ関係機関との連携訓練というものも今年度から始めております。こういった訓練の結果から、見直すべき点は見直しをしてマニュアルの充実を図ることを進めております。

( P P )

内部マニュアル、公表していない中身ですけれども、この黄色枠の実施指針に対応して幾つか、それぞれの品目ごとに内部マニュアルを整備しているという状況にあります。

以上、雑駁でしたけれども農水省の取組の中身を御説明させていただきました。ありがとうございました。

熊谷座長 どうもありがとうございました。

厚労省と農水省から御説明いただいたわけですが、リスク管理機関としまして、そのほかに環境省があります。これについては事務局のほうから御説明いただけますか。

酒井情報・緊急時対応課長 お手元に用意してあります冊子、「緊急時対応関係法令規定集」の19ページをお開きいただきたいと思います。先ほど私のほうからも申し上げました緊急時対応マニュアルの一つでございます。食品中毒等における緊急事態等が発生した場合の対処について定めた食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱でございます。

19ページの1のところですが、食中毒等が発生した場合における緊急時対応の実施方針があります。委員会から始まりまして、次のページの厚生労働省、農林水産省、4におきまして環境省の対応が記載してございます。環境省においては、食中毒等が大気の汚染、水の汚濁及び土壌の汚染等、環境への負荷等を通じて発生し、または発生するおそれがある場合、必要に応じ、化学物質等の環境中の存在状況等の情報収集及び情報提供、所管法令に基づく都道府県知事等に対する必要な資料の提供または説明の要求の実施を行うとされております。

また、このような体制が取れるよう、21ページでございますけれども、平時から所管法令の規定に基づく都道府県知事等から環境大臣への環境の監視結果の報告等、国内外にお

ける環境を経由した健康被害等に関する情報を収集し対応されるということでございます。  
以上です。

熊谷座長 どうもありがとうございました。

それでは、一通りリスク管理機関の緊急時対応について御説明いただいたわけですが、これらの取組に関しまして、質問あるいは確認事項がございましたらお願いしたいと思います。

小泉専門委員 小泉です。管理機関のほうでいろいろな形の整備をされていることはよく理解できたんですけども、今、私どもが報道を通じて知っておりますのは、例えば中国からの食品、飼料の問題です。そういうものについて大きく報道されており、また、スーパーに行っても、ここのところ中国製という製品が減っているような印象も受けるんですけども、こういうような形で整備されたデータなりマニュアルなり指針というのは、現実にアジア諸国で生産されている方々には、どういう形でこれを知っていただくようにされているのでしょうか。

日本でこれだけなさっているというのはよくわかるんですけども、今やいろいろな商品、それから原材料がそういう国から来るといふ現実を見ますと、実際にこれを実施できるような体制というのはどういうふうになっているのか御説明いただけたらと思います。

熊谷座長 これは、恐らく厚労省、それから農水省、両方に関わる問題かと思っておりますので、では、まず厚労省のほうからお願いします。

宮川監視安全課長補佐 輸入食品の安全対策につきましては、輸入食品監視指導計画というのを毎年度作成いたしまして、それに基づいて対応している状況でありまして、基本的に3つのやり方をやっています。1つは、一番大きな部分ですけども、水際での対策を取っているというのがありますが、これだけではもちろん不十分ですので、更には、もちろん事業者の方の自主的な管理というのを推進していくという、これは国内的な対応です。それから、3番目に、輸出国で我が国のルール、我が国の基準などについてよく理解してもらって、それで我が国の基準に合った食品が輸出されるような取組を進めてくるというようなことをやっております。これは、常日ごろから我が国のルールについては情報提供したり、それから我が国の監視の状況、結果などは伝えて、我が国の基準に合うような食品が輸入されるようにということをやっています。

それから、もちろんそれだけでは不十分な部分もありますので、先ほど来申し上げましたけれども、海外でのいろいろな事例、外国政府が第三国から輸入した食品で起こった危害の事例などを公表したりしておりますから、そういうものの情報収集するとか、それが

ら国際機関などが緊急時には通報するシステムができ上がっております。

例えばWHOがINFOSANエマージェンシーというのを動かしておりますけれども、そういうものにも厚生労働省はフォーカルポイントになっておりますので、そういうもので対応している。例えば、最近の例で申しますと、9月にデンマークとオーストラリアでタイ産のベビーコーンを食べて、赤痢菌による食中毒が起こったという事例がありました。これにつきましては、例えばINFOSANエマージェンシーに基づく通報がございまして、それに基づいて感染症研究所でありますとか国立医薬品食品衛生研究所などにも御協力をいただいて、関連する事例が我が国でないのか、それから関連する食品が我が国に輸入されていないのかというような取組も行っています。

それから、日ごろからのモニターという意味では、厚生労働省は、国立医薬品食品衛生研究所が、長年、重金属でありますとか微生物のモニタリングなどは行っておりますので、そういうものももちろん参考にしながら施策を組んでいる、そんなような状況であります。

古畑消費・安全政策課長補佐 農林水産省ですけれども、輸入食品の安全確保、基本的には、今御説明のあった厚労省によります食品の安全確保対策がすべてなんですけど、先ほどの説明でも言いましたが、供給の確保なり関連の措置として、農林水産省でも、例えば動物衛生なり植物防疫の観点の水際措置ということで、動物検疫所ですとか植物防疫所におきます病虫害の侵入防止対策は取っております。

また、安全情報の収集という意味では、そこは広く網をかけていますので、当然ダブリながらも情報収集しているということ、また、食品安全の問題が生産段階で起きているときに、何らかの生産段階の間の情報交換なり技術協力的なものが必要だということになれば、そこは積極的に対応するというところで、我々そういう用意があるというのが現状の取組になります。

以上です。

熊谷座長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

近藤専門委員 農水省のこの資料についての、ちょうど10ページ目の下の段「危機に備えた取組」のところちょっと今気がついたわけですが、ちょっと前にある県でブルセラ病が出たと思うんですね。そのとき報道で我々も知ったわけですがけれども、牛乳の出荷または製品の回収と言えいいですか、疑似患畜の段階でそこまで行って、そしてまたある一定期間を置いて調べた結果、陰性であったと。そして全部解除されたわけですが、そういう疑似と真性との境目にあるときの対応について、獣医師会と県で、万が一起きた場合、

どうあるのが一番いいのかということで検討したわけですが、あの対応でよかったのかどうか、農水省の見解としてはいかがなものでしょうか。

古畑消費・安全政策課長補佐 済みません、率直に言うと、担当ではないものですから、その判断がどうだったのかと求められて、答えはないんですけれども、認識としては、事業者によります、まず自主回収ということで先行してあったと思うんですが、わからないことでそういう手を取ったということなので、そこら辺はやむを得なかったのかなというのがありますし、片や、自給率なりを確保する農水省の施策としては、食品を無駄に捨てるのは何事だという声もありますので、そこは非常に判断が分かれるところだと思います。

申しわけないですが、そこら辺はコメントが難しいので、できないということです。

近藤専門委員 わかりました。炭疽病なんかは危険度がまた違いますので大事なことだと思ったんですが、やはりブルセラ病などの場合は、そこまで先行していくのはいかがかなという気がしたものですから。ありがとうございました。

宮川監視安全課長補佐 補足させていただきたいと思います。

乳業メーカーが自主回収いたしましたので、その部分に関しましては、食品衛生法に関連する部分であります。それで、食品衛生法の規定では、定められた疾病、ブルセラ病が入っておりますが、その定められた疾病に罹患した疑いのある動物から生産された肉とか乳については、販売等を行ってはならないという規定が、これは随分前からございます。

それで、今回の事案で申し上げれば、健康牛を調査されているという事業を農水省、自治体が行われていたということで、その際に、疑似患畜があったという報告を保健所にいただいて、保健所は、法令に基づいて、それは法令上、販売できないものでありますよということをお伝えしたということになります。

ただ、乳のように、毎日生産されて、毎日乳業工場に持ち込まれるものですから、検体を採取した時期と結果が判明した時点というのでかなり時間がたっていた。そういう意味で、今回回収する範囲が大きかったということでもあります。したがって、現在、農林水産省などとも、動物衛生の担当の部局と相談しておるのは、やはりどういう時点でどういう対応を取るんだと。例えば検査の対象となった動物について、迅速な試験が出た段階で例えば搾乳から外すとか、少し対応を取る時点があったのではないかとということもありませんので、それらについては、まさにいろいろと議論を進めているところでございます。

見上委員長 疑似患畜の定義なんですけれども、今回、ブルセラ病とヨーネ病でありま

したよね。要するに食品衛生法で牛乳の殺菌の仕方も全部定めてあるわけですね。その殺菌の仕方で、殺菌して何でもないものを、いわゆる疑似患畜という判断で、自主回収させるのは疑わしきは罰するとまさにゼロリスク論ですよ。アメリカとか外国はそういう規制の仕方はしないんですよ。疑似患畜をしっかりと学んでもらわないと、こういうことをやっていたら生産する人がいなくなりますよ。その辺も是非、疑似患畜はどのようなもので、食べ物に来たときにどれだけ危険だということをしっかりと管理官庁にやってもらわんと、日本の農家も酪農家も、もうこんなのやってられないよとなる可能性があるんで、是非よろしくをお願いします。

熊谷座長 今の点は、と畜場法に家畜伝染病予防法の疾病を入れた経緯がありますね。そことも関連する結構難しい話なのではないかと私は思っているんですけども、いずれにしても、そういう検討は恐らく必要なんだろうと思われれます。よろしくをお願いします。

ほかに御意見。

元井専門委員 農水省の資料の3ページ目の、リスク管理のところですが、要するに食品の安全性に関する問題点を特定して、そしてその問題点に関するリスクプロファイルを作成するとのご説明ですが、そのとき問題点の優先度を決めるというお話では、何が一番危険性があるかなどで優先度を決めると思いますが、その優先度の決め方というのはどのようにするのでしょうか。

古畑消費・安全政策課長補佐 優先度と言いましても、1番からと順番をつけたわけではなくて、優先的に取り組むべき有害物質のグループと引き続き情報収集に努めるグループという2つに分けたんですけども、我々行政機関だけで決めるというよりは、情報を整理した上で、外部といいますか、関係者の意見も聞きながらということで、検討会に諮って、その中での要素としては、もちろんリスクに基づくものということで、毒性の強さですとか摂取量の多さ、こういったものを一番重点的にやっているんです。それと、あと食品事業者ですとか消費者等の関係者の関心の度合い、あと国際機関での取扱い、こういったものを指標にして採点して、高いものとそうでないものの2つのグループに分けたというのが優先度リストの決め方とその中身にります。

元井専門委員 たとえば家畜の飼料などはほとんど海外に依存しており、いろいろな有害物質が入ってくる可能性があります、その有害物質に関する情報がわからないものが多いんですよ。家畜に中毒などが発生してから、有害物質を検索することがしばしばあります。したがって情報が少なく未知なものに対しての危害度というのはどういうふうにするのか、あるいは情報をどうやって収集するのか。特にWTO、SPS協定の話があ

りましたけれども、場合によっては、W T Oに参加していない国からの輸入などもあるわけですね。そうすると、情報の入手が困難で問題が解決しにくいことになります。農水省としてはそういうものにはどのように対応するのかお聞きしたいと思います。

古畑消費・安全政策課長補佐 水際のモニタリングという意味で調査も検査もしておりますし、もちろん国がすべてチェックするというよりは、輸入に関係する事業者の責任が一番重いわけですから、そういったものをきちんと確保してもらおうというのが大前提であります。

また、国内に関わる情報だけではなくて、第三国間のそういう事例の収集とか、そういうものが日本にもないかというのはいち早く検証するとか、そういった情報の収集、活用の仕方もしているところです。

熊谷座長 よろしいでしょうか。まだ恐らく御質問、非常に広い範囲ですので、このまま続けていくと1日たってしまうような気がしますので、取りあえずここでこの件につきましては終わりにさせていただきたいと思っておりますけれども、もし御質問がまだございましたら、事務局を通じて御質問をいただければと思います。残りの確認事項等がありましたら、そういう手順でお願いしたいと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。「平成19年度緊急時対応訓練（案）」について、事務局から御説明をお願いします。

酒井情報・緊急時対応課長 それでは、訓練につきまして概要を御説明申し上げます。

訓練につきましては、食中毒等緊急時対応実施指針に基づきまして実施しているものでございます。平時から取り組むものということで位置づけられております。昨年度は試行的に3回の訓練を行いまして、その訓練の結果をこの調査会で検証いただきまして、そこから得られた課題につきまして、緊急時における対処体制の強化を図るということで取り組んできたわけでございます。

前回の調査会におきまして、平成19年度の訓練計画（案）について御審議いただきました。また、8月9日でございますが、食品安全委員会の第202回の会合におきまして、それが決定されたところでございます。

本日は、それを踏まえまして、より具体的な計画案の内容につきまして御説明申し上げまして、御意見をちょうだいしたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

それでは、熊谷のほうから御説明申し上げます。

熊谷課長補佐 それでは、資料4をお手元に御用意願います。「平成19年度緊急時対応訓練（案）」ということで御説明したいと思います。お手元の資料もありますが、後ろに

パワーポイントも用意いたしましたので、こちらを御覧いただきながら聞いていただければと思います。

( P P )

ただいま酒井課長からも説明がありましたように、食品安全委員会における緊急時対応訓練は、食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針に基づいて行っております。食品による緊急事態等が発生した場合に、緊急時対応が迅速かつ適切に行われるように、平時から体制を整えておきましょうということで訓練を行っております。

大きな目的としましては、担当者の意識の高揚、知識の向上ということと、緊急時対応体制の実効性の確認ということを目的として行っております。

( P P )

昨年度のこの調査会におきまして、食品安全委員会における緊急時対応訓練というのをどのような形で実施していくのがよいのかというところの御審議をいただきまして、今年度から本格的に実施することとなったところですが、緊急時対応訓練につきましては、計画の段階から訓練と位置づけまして、訓練を計画し、実行し、その検証を行って、問題点等が見つかればそれを改善し、またその繰り返しを行っていくということで、緊急時対応体制の整備を図るといようなことで行っていくということがまとめられております。

( P P )

これは緊急時対応訓練の手法ということで、研修会ですとか、机上シミュレーション、シナリオ提示型訓練、シナリオ非提示型訓練、抜き打ち型訓練があるというようなことをその際にまとめておりますので、御参考として提示いたしました。

( P P )

平成18年度は、食品安全委員会における緊急時対応訓練のあり方について検討していただくために、試行的に3回ほど訓練を実施しております。第1回目は机上シミュレーション形式で、委員会の内部で、委員、事務局内で食品による健康被害の事例が起きたときにどういう対応を取るのかというようなところの認識の共有を図るということで、シミュレーションをして話し合うということを第1回目の訓練で行いました。

第2回目の訓練は、シナリオ非提示型の訓練を行いまして、事態の想定シナリオといたしましては、大臣クラスの緊急対策本部をつくらなければいけないという状態になっているところから、実際に緊急対策本部を立ち上げるためには、どういう手順を踏んでやっていくことが必要なのかというところを確認するための実動訓練を行いまして、緊急時対応マニュアルの実効性を検証したというところでございます。

第3回目の訓練としては、個別要素訓練ということで、委員会が行う対応として、特に情報提供の部分を取り上げまして、その能力の向上を図るということで、模擬記者会見を行うなどの訓練を行うというような形で、3回ほど訓練を行っております。

( P P )

そのような3回の訓練を通しまして、平成18年度の訓練から次の3つの課題を抽出しております。委員会内の認識の共有を図るということ。つまり食品による健康被害が起きているとき、緊急時にどういう対応を取るのかということの共通認識を持つということ、そういう疑似体験、シミュレーションをすることを重ねる必要があるということと、緊急時対応マニュアルの実効性を高めるために実動訓練を実施していくということと、やはり委員会としての一つの重要な役割として、情報提供、その広報ということがありますので、効果的な技術の習得をするというようなことで、広報に関する講習ですとかメディアトレーニングを実施するということの3点の重点課題が抽出されております。

( P P )

平成19年度の訓練になりますが、18年度試行的に行いました訓練から得られた課題を踏まえまして、本年度2回訓練を実施することとしております。先ほど課長からも説明がありましたが、8月9日の食品安全委員会、202回の会合におきまして訓練計画案を示しまして、その形でやっていくこととなったところですが、第1回目としましては、リスク管理機関との合同の机上シミュレーションを行うということと、2回目は、やはり事務局内で特に情報提供の部分を取り上げた実動訓練を行うというようなことを実施するというようなことで示させていただいております。

( P P )

第1回目の訓練の内容について御説明したいと思います。第1回目の訓練の内容でございますが、委員会内の緊急時対応の認識の共有を図るということと、緊急時対応マニュアルの実効性を高めることを目的としまして、食品による健康被害が発生している状況における委員会内の対応を確認し、委員会及び委員会事務局内の対応の認識の共有を図るとリスク管理機関の対応を確認し、委員会及びリスク管理機関との対応の認識の共有を図り、連携を強化することで、緊急時対応マニュアルの実効性を高めるというようなことを目指しております。

( P P )

訓練の形式としましては、シナリオ非提示型の机上シミュレーション形式での訓練を行おうと考えております。

( P P )

具体的にその訓練の進め方をこちらの絵に示させていただいておりますが、机上シミュレーションということでございますので、プレーヤーに対して想定シナリオを付与しまして、プレーヤーが対応について協議をして、その結果を訓練事務局に流すという流れになっております。情報源としましては、コントローラーから情報を流しますが、さまざまな情報源があると思いますので、訓練を準備する事務局、コントローラーでシナリオを作成いたしまして、その作成したシナリオをそれぞれ食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省のそれぞれの場所にいるプレーヤーに、その情報をファクシミリで送付いたします。その受け取ったものに基づいて、その状況の中でどういう対応を取るのかというようなところをそれぞれでまとめていただいたものを訓練事務局に返していただくということを、その訓練の日においてはやろうと考えております。

その集められた対応につきましては、事後、後日、総括会議を開催いたしまして、この総括会議ではリスク管理機関、厚生労働省、農林水産省、環境省と食品安全委員会と一堂に会しまして、その対応について確認するというようなことを行おうと考えております。

( P P )

ということですので、第1回目の緊急時対応訓練のポイントは、こちらのこの図でございますが、実際そういう緊急時の際にどういう対応を取るのかというところをポンチ絵に示したものでございまして、何らかの健康被害に関する情報が委員会の中に入ってきたときに、食品安全委員会としての対応を検討し、その状況によりましては、大臣に報告をして、大臣クラスの緊急対策本部を設置しなければならないというようなことにもなりますが、そういう状況に至る前にその事態をおさめることができ、通常対応になるというようなことがあることをこの絵の中に示しております。今回、第1回目の机上シミュレーションでは、リスク管理機関との連携の部分について強化することを目的としておりますので、 で囲んだ部分を訓練のポイントとして設定しようと考えております。

( P P )

次に、第1回目の訓練ではそれぞれリスク管理機関、食品安全委員会に、ある事態を想定したものを情報として付与するということなんですけれども、どういうステージのシナリオを作成するかということでこちらの図を示させていただきました。今回の訓練が、リスク管理機関との連携体制を確認し、強化することで、今作成している各種マニュアルの実効性を高めることを目的としておりますので、大臣クラスの緊急対策本部を立ち上げなければならないというような状況での連携を確認するのではなくて、その前の段階、そう

いうところに至らないようにするために、きちんとそういう連携体制が取られているかどうかというところを確認するというようなステージということで、黄色ですとか青の部分の境あたりのステージを考えたシナリオを作成して、その段階での対応について、お互い確認をして、認識の共有をしていきたいと考えております。

( P P )

ここでは、例えばこんなことがあるのではないかとということで例示させていただいておりますが、基本的には、食品安全関係府省緊急時対応基本要綱に定める緊急事態等となり得る状況を設定し、その想定シナリオを作成するというようなことで、3つに分類させていただいております。

1つは、「被害が大規模又は広域であり、かつ食品安全委員会及びリスク管理機関の相互間において対応の調整を要すると考えられるもの」ということです。例えば複数県にまたがる食中毒が発生していて、原因物質、原因食品とも確定しているけれども、被害が収束しないような事態をつくるとか、あるいは原因物質は確定しているけれども、原因食品が確定していないために更に被害が拡大していくおそれがあるというような事態をつくって、その段階での対応を出していただくというようなことが一つあるのではないかとということで例示で示しております。

2つ目は、「科学的知見が十分ではない原因により被害が生じ、または生ずるおそれがある」ということです。これは、食品を原因とするような、例えばスギヒラタケの事例のようなものであります。スギヒラタケと確定しているわけではございませんが、それが疑われるというような事例がございましたが、そういう原因不明の脳炎が発生しているというような事態をつくり上げて、そのときの対応について確認をし合うというようなものがあるかと思えます。最後は「社会的反響等を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる」というようなことです。例えば、残留農薬基準を超えるような農産物が、同時に多数、複数県で検出されるというようなシナリオを起こして、そのときの対応を検討するという例を示しております。

( P P )

少しそれを具体的に、では、どういう段階なのかというところを説明するために、昨年度、第2回目の訓練のときにつくりましたシナリオをこちらに示させていただいておりますが、昨年度の第2回目の実動訓練では、先ほども申しあげましたけれども、大臣クラスの緊急対策本部を立ち上げなければならないというような状況のところまでシナリオをつくりあげまして、その緊急対策本部を立ち上げるための手順を実動訓練で確認したとこ

るですが、その緊急対策本部を立ち上げるところまで至らない、赤い点々で囲んでいる部分ですが、この例はO-157の食中毒ということなのですが、複数県で発生していて、まだ原因食品も確定していないというような段階での、それぞれの管理機関、食品安全委員会の対応を考えるとというような部分を取り上げたいということで示させていただいているものです。

このシナリオは昨年度の訓練のときにつくったものでございまして、昨年度の訓練は食品安全委員会のみで行ってありましたから、厚生労働省、農林水産省と地方自治体とそれぞれ対応を書いておりますけれども、これは、食品安全委員会で、このときであればこういう対応を取るのではないかとというようなことで書いているものですので、実際そうなるかということについては、またこの訓練を通して検証していけるのではないかと考えております。

( P P )

第1回目の訓練のスケジュールでございますが、こちらに示しておりますように、訓練準備事務局で準備をしまして、11月下旬にはその机上シミュレーションのリハーサルを行いまして、12月上旬に実施しまして、また上旬というか、あまり期間を開けずにとという意味で総括会議を行うというようなスケジュールで考えております。

( P P )

訓練参加者でございますが、コントローラーとしまして、情報の付与を担当する準備事務局の者と、プレーヤーとしましては食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課、厚生労働省、農林水産省、環境省を考えております。協力者として、例えば委員会の中での対応を考える際に、情報・緊急時対応課がプレーヤーとなるのですが、やはり食品安全委員会委員の皆様方、それから事務局長、次長にも御協力いただいて、その対応を検討していただくことが必要ではないかとということで協力者として上げてございまして、厚生労働省、農林水産省、環境省におかれましては、シナリオを作成する段階において、いろいろ御意見をいただいて御協力をいただければということで協力者という形でも位置づけさせていただいております。

以上が、第1回目の訓練に関する現時点の説明でございます。

( P P )

次に、第2回目の訓練についてでございますが、第2回目の訓練については、こちらにありますように、これも目的としては委員会内の緊急時における対応の認識の共有を図ることと、緊急時対応マニュアルの実効性を高めることと、効果的な広報技術を習得すると

というようなことを考えておりました、具体的には、食品による健康被害が発生している状況における委員会の対応を確認し、委員会及び委員会事務局内の認識の共有を図ること。緊急時対応マニュアルの実効性を高めること。委員会内の情報提供の手順を確認することを目標としております。訓練様式としては、シナリオ非提示型による実動訓練ということで考えております。

( P P )

こちらは、第2回目の訓練は委員会内での対応に関しての能力を高めるところでございますので、赤 で囲んでいる部分についての訓練となるんですけども、特に、やはり情報提供の部分について力を入れた形で訓練を構成していきたいと考えているところでございます。

( P P )

スケジュールとしましては、訓練自体を2月下旬ぐらいに開催したいと考えておりますので、それに向けて準備をして、シミュレーションをしてというようなことでこのようになっておりました、3月上旬には総括会議をというようなことで計画しております。

( P P )

訓練の参加者でございますが、こちらは委員会内部の、委員会事務局職員の対応能力の向上を図るということでございますので、委員会事務局内の行う訓練ということで、こういうメンバーでの訓練を予定しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、平成19年度の緊急時対応訓練について、計画していることを説明させていただきました。

熊谷座長 ありがとうございます。

ただいま2回の訓練の御説明をいただいたわけですけども、まず、今の御説明に対しまして何か御質問ございましたらお願いしたいと思います。

本間委員 たしか図の一番下のほうに書いてあったように思いましたけれども、緊急のときには、この専門委員の方々は、何かを担う立場になるのでございますか。早い話が、そういうときに、事の性質によるのかもしれないけれども、こういう会合が持たれるのか、委員の方々にどのように対処するかを御理解いただく、そういうために伝えるということなんですか。

熊谷課長補佐 済みません、説明が不十分で申しわけありませんでした。この訓練をした後、この調査会で訓練の結果について検証していただいて、その問題点を洗い出させていただくということをお願いしたいと思っておりますので、例えば第2回目の訓練でござい

ましたら、事務局内の手順の確認をするということで実動訓練を予定しておりますので、お時間が許す先生方におかれましては、その検証のためにということで、是非、実際訓練を行っているところも御覧いただいでチェックをしていただければと考えております。

本間委員 そういたしますと、その方がいる場所、例えば、遠いんだけども通信の連絡が取りやすい条件下でそれを知ったときとか、東京の永田町二丁目にやって来ることを考える必要はなく、ただ委員としてどういう見解をお持ちか答えができればそれでいいという状況がよろしいんですか。

熊谷課長補佐 済みません、先生がお話しされているのは、第1回目の机上シミュレーションでございますか。

本間委員 はい。1回と2回とごっちゃにしていますかね。

熊谷課長補佐 専門委員の先生には、この訓練を行ったその結果について、この調査会で検証していただくということをお願いしたいと考えておりますので、実際その訓練の参加者、プレーヤーとして参加していただくというようなことでは計画はしておりません。

本間委員 わかりました。訓練というのは理解できました。

それで、僕は訓練慣れしてしまったもので、1回ベルが鳴って、返せば、もう二度と来ないとどうも思いがちになるのでありますけれども、実際にもし何か、本当にその中のどれかが、そういう緊急のことがあったときに、そのときにはこういう委員という方々は、それぞれのところにおいてよろしいわけですよ。答えができればよろしいと。

熊谷課長補佐 はい、そうでございますし、あと、何らかの緊急事態が起きたときに、緊急事態の要因となっているリスクに対して、専門的な知見なり、検討していただくために、関係する専門調査会の先生から御意見を伺うこともあるかと思えますし、そういう形で各専門委員の皆様方の協力というのは、先ほど初めに御説明したところの専門委員の職務に関する資料の中にも書かせていただいておりますので、この緊急時対応専門調査会の専門委員に対してだけということではなくて、すべての専門委員に対してそういうお願いをしているところでございます。

熊谷座長 それでは、まず第1回目の机上シミュレーション、これにつきまして、ただいま御説明いただきました内容ですけれども、問題点がもしありましたら、その部分、訂正しておく必要があると思われまます。実際に、具体的にどういうシナリオになるかについては、これからこの訓練が始まるまでの期間に事務局のほうでお考えになるということで、シナリオ作成の際に加えるべき視点などについて御意見がありましたらお願いしたいと思います。

これは、目的は委員会内の認識の共有を図るということと、緊急時マニュアルの実効性を高める、この2点ですけれども、御意見ございましたら是非お願いします。

恐らく、私も含めて新しく参加された委員におかれましては、ちょっとわかりにくい部分があるかと思えますけれども、前回から御参加いただいています専門委員、何かございますか。

山本専門委員 山本です。この第1回の訓練の最大の目的は、関係者同士のスムーズな情報共有とか、いかに漏れなくそれぞれの時点でタイムリーに情報を共有しながら対応をしていくとか、連携がうまくとれているか、そのあたりの確認が一番の目的でしょうか。

熊谷課長補佐 先生から今御指摘いただきましたように、そういうところを確認することで連携の強化を図って、マニュアルの実効性を高めるということを目的として考えております。

山本専門委員 昨年度3回の訓練の、何回目かちょっと忘れたんですけども、例えば食品安全委員会の事務局内でホワイトボードなんかを置いて、常にそれぞれの部署が、最新の外から入ってきた情報を共有できるようにとか、あのあたりも含めてでしょうか。

熊谷課長補佐 第1回目の机上シミュレーションは、一つのある状況における中での対応を出していただいて、そこでの状況、対応に認識の共有を図るということで考えておりますので、幾つかのステージについて、その流れを追って確認をしていくというようなことは考えておりませんので、ホワイトボードを使って状況の変化を出していくというようなところは、第1回目の訓練の中ではないかと思えます。それは、第2回目の実動訓練のほうでそういう形のもので組めればと。

元井専門委員 シナリオのお話ですが、資料4の6ページに「想定シナリオの例」ということで、緊急時のシナリオが3列ほど書いてありましたね。緊急時対応のシナリオとしてはどのシナリオが一番いいのか、そこに当てはめていくようなシナリオをつくることになると思えますので、かなりレアケースではなくて、割合に普遍的なケースのシナリオが一番いいのかという気がします。

熊谷課長補佐 今回、訓練の時間としては2時間ぐらいと考えておりますので、課題として、こういう状況のときにはどういう対応を取るのかというところを出してもらうものを、2つぐらいできればいいかなと思っております。ですので、元井先生が今おっしゃっていただいたような普遍的なものを一つ、あともう一つ、何かこういう事例についても対応について確認し合っておくことが重要ではないかというところがございましたら、また御意見をいただければと思えます。

熊谷座長 いかがでしょうか。

小泉専門委員 私は昨年度、3回とも出席させていただきましたので、平成19年度も、そうすると、メンバーが違うから、皆さんで更に同じようなことをやろうという御趣旨なのか、あるいは18年度のいろいろなコメントをもとに、更にそれをより精密なものにしていくための訓練なのか。この前年度の3回の訓練と今回の2回との位置づけをちょっと知りたいと思いました。それから、昨年度は3回なさいましたが、これを見ますと、平成19年度の2回目というのは、18年度の2回、3回を一緒にしてやるということなんですか。

熊谷課長補佐 そうでございます。まず、1つ目の御質問で、昨年度の訓練と今年度の訓練とどういう関係にあるのかというところでございますが、やはり昨年度訓練を行って、3点ほど更に強化していくというか、対応していくことが必要だということが抽出されましたので、それに対応できるような訓練ということで2回計画しております。ただ、やはり事務局職員も異動がありましてメンバーも変わっておりますので、そういう新たなメンバーの中での対応能力の向上であるとか意識の高揚というところも目指しておりますので、若干昨年度やった訓練と重なるような部分は出てきているところかと思えます。

2つ目の御質問で、今年度は2回訓練を実施しているということで、2回目の訓練が昨年度の2回、3回やったものと同じような形かということですが、それはそういう形で、実動訓練ということで、対応に関するシミュレーションと、実際、特に情報提供部分を、ある意味、個別的な要素になってくると思うんですけれども、そういう部分を取り上げた訓練を行いたいと思っておりますので、2回、3回を合わせたようなものということになるかと思えます。

熊谷座長 それではほかに、第2回目も含めまして御意見ございますでしょうか。2回目は実動ということですね。

山本専門委員 先ほどの御質問のときにお聞きし忘れて、今、小泉委員のおっしゃったまさにそれだったんですけれども、昨年度3回した中で、こういうところが問題点だったとか、こういうところがちょっと不十分だったという点を明示して、その部分が今度の訓練でどういうふうに生かされるかという、そのあたりが資料として示されると年々バージョンアップして行って、どこが改善されたかというのがわかりやすくなるのではないかと思います。

熊谷課長補佐 済みません、そういう意味ではまた説明不足ではあったんですけれども、昨年度の実動訓練の中で、緊急時対応に関する事務局内の手順書がないので、実際どういう手順でやっていくのかというようなところがきちり系統立ってできていないのではな

いか、そういう手順書をつくる必要があるのではないかということの指摘がありましたので、その手順書を作成して整備しております。

今年度の2回目の実動訓練では、その手順書に従った対応が、事務局内で取れるかというようなところも確認することも含めて実施する予定にしておりますので、その部分は、昨年度検証していただいて、不足していた部分に対して対応したことを、更によりよくしていくために訓練を行うことを計画しているところでございます。

熊谷座長 ほかにございますか。

黒木専門委員 昨年の訓練のことについてはちょっとわからないので、ホームページで拝見させていただいたレベルなんですけれども、今のところは、恐らく微生物、いわゆる細菌性の食中毒を想定してといったことで訓練されていると思うのですが、まず、食品安全委員会の情報連絡窓口というところで、今現在、そちらに情報を流してくださるといのはどういった機関になるのでしょうか。実際、食中毒でも化学物質が食品に混入したような話でも、まず、消防や病院から中毒情報センターには問い合わせが来ますし、行政から連絡が来たりというのが現実的です。1点は、委員会のほうにはどういった人たちが情報を提供するのか、そういった現実が訓練に反映されているかどうか。

それから、今、私どもの財団ではNBCのテロ対策訓練も行っています。食品に混入されていくものに関しては、もちろんBの細菌のものだけではなくて、化学物質であるとか放射性物質も含めた上で、初期は不明物質として検討します。どこがそれぞれ分析を担当しているのかというのが現在あれば、教えてください。

熊谷課長補佐 初めに、情報がどこから入ってくるかということなんなんですけれども、直接、警察であるとか消防署であるとかということから委員会に入るようなことは、基本的には考えられないかと思います。というのは、やはりリスク管理機関でそういうリスク管理をしておりますので、農林水産省であるとか厚生労働省、環境省のほうにそういう情報が入ってくることになるかと思います。委員会は、そちらから情報を受けて、そういう事態が起きていることをまず把握することになるかと思いますが、この第1回の机上シミュレーションの想定をつくる上においても、どういうところからの情報が入るかということ、訓練の準備段階のところでも改めて整理していければというように考えております。

2つ目の御質問は、化学物質であるとか、放射性汚染物質であるとかというものについての 済みません。

黒木専門委員 その可能性があったときに、その分析、最終検知をどこが担当している

のかといったところなんですけれども、今のお話ですと、委員会に入る情報というのは、まず省庁から入ってくるので、厚生労働省から入る場合であれば、その関連機関で分析やある程度推定が済んだものが入ってくるといったような形を想定されているのでしょうか。でも、そうすると、では本当に緊急事態対応されているのかなというところになりますよね。もちろん省庁から入るものも必要ですが、ダイレクトに何か情報が入ってくるといったことでなければ、本来の緊急事態対応とはまたちょっと、一步後れてしまうのではないかという印象を受けたんですが、いかがでしょうか。

熊谷課長補佐 緊急事態となりまして、政府一体となった関係府省、農林水産省、厚生労働省、環境省、食品安全委員会と対応して、政府一体となった対応を取らなければならないということになりましたら、そういう情報も一元化してということの必要性が出てまいりますので、そのときには、やはり食品安全委員会が窓口となってというようなことになるかと思えます。

酒井情報・緊急時対応課長 若干補足させていただきますと、政府全体で、緊急事態に対する政府の初動対処態勢という閣議決定がございまして、食品安全委員会も、NBCテロの場合で生物剤の場合は参集チームに含まれておりまして、その際には官邸に駆けつけるという位置付けにはなっているということでございます。補足でございます。

熊谷座長 ほかによろしいでしょうか。

青木専門委員 ちょっとピント外れな意見かもしれませんが、こういった検証を行うときに、マニュアルがどれくらい実効性があるかというところが一つのポイントだと思いますが、マニュアルに沿って行動していった場合、想定外の行動を余儀なくされる要因の一つに、マスコミ・マスメディアの方々のスクープであるとか速報みたいなもの、これによって、ややもすると風評みたいな形になって、生活者の方々に一気に物すごいスピードで不安や不信感が広まっていくみたいなのところがある。そういったような要素というのは訓練にどのくらい加味されるのかなと思って、ちょっとお伺いしたいと思えます。

熊谷課長補佐 ただいまおっしゃっていただきましたような要素も加えながら、シナリオを作成していきたいと考えております。

熊谷座長 それでは、よろしいでしょうか。

それでは、幾つか御意見をいただいたと思えますので、訓練におきましては、そうした御意見を踏まえた形で実施していただきたいと考えます。よろしく申し上げます。

酒井情報・緊急時対応課長 御審議ありがとうございました。訓練の実施に向けまして、御指摘を踏まえまして準備を進めてまいりたいと存じます。

今後ですが、専門委員の方々につきましては、シナリオ案ができましたら御覧いただきまして、更に御意見、御助言をちょうだいできればと考えております。

また、来年2月に予定しております第2回の訓練、先ほども申しましたけれども、訓練ではオブザーバーとして御参加を是非お願いしたいと考えております。よろしくお願いたします。

熊谷座長 大変遅くなりましたけれども、実はもう一つ議題がございまして、あと10分ぐらいお時間をいただければと思います。

それでは、事務局からお願いします。

酒井情報・緊急時対応課長 前回の専門調査会におきまして、緊急事態の対処体制の強化方策の一つといたしまして、新たに緊急事態となる可能性のあるリスクの探知に関する検討というものを御審議いただきました。内容について御了解いただいたところでございます。本日は、その進め方について御提案させていただくということでございますけれども、内容的について考えてみますと、新たに緊急事態となる可能性のあるリスクを探知するだけではなく、そのリスクを探知いたして、緊急事態を未然に防止することが極めて重要だということでございますので、タイトルも「緊急事態を未然に防止するためのリスク探知に関する検討」ということで再整理させていただきましたので、御了承いただければと思います。

それでは、内容について、熊谷から御説明申し上げます。

熊谷課長補佐 それでは、資料5をお手元に御用意願います。こちらのほうで、事務局で作成しております進め方をまとめさせていただいておりますので、御説明させていただきたいと思っております。

趣旨としましては、今、課長からも説明ありましたように、緊急事態等の発生を未然に防止するための強化方策を検討するということとしております。

検討のポイントとしまして2点あげています。一つは、「緊急事態となるリスクを早期に探知するための手法を検討する。」ということ、もう一つ、「探知したリスクに関する関係者間の情報の共有と理解の促進に関する手法を検討する。」ということです。

進め方としまして、本日、進め方案とヒアリング案というものを示させていただいておりますので、今回の議論を整理し、次回の専門調査会からヒアリングを行うとともに、本件に関する審議をしていただいて、1年ぐらいで何らかのものをまとめていただければと考えております。

1つ目のポイントでありますリスクの早期探知に関する検討のためのヒアリング案とし

ましては、2点挙げております。1つは、発生している健康被害の重要度に関する分析手法の検討に関するヒアリングです。2つ目としましては、未知のリスク及び既知のリスクによる健康被害発生の手法の検討に関するヒアリングです。このようなヒアリングを通して、リスクの発生を的確に予測するために欠けている情報を整理していただければということと考えております。

2点目のポイントとして挙げている探知したリスクへの対応につきましては、関係者のリスクの誤認によって発生するような緊急事態、例えばリスクを過小評価してしまうことによって発生するような緊急事態ですとか、逆に過大評価してしまうことによって発生するような緊急事態というようなものを未然に防止するために、リスクの正しい理解を促進するための手法を検討していただくというようなことを検討していただければと思います。

これは、あくまでも事務局で作成している案でございますので、御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

熊谷座長 ありがとうございます。御質問、あるいは事務局でお示しいただいたポイントにつきまして御意見がありましたらお願いいたします。

この(1)の 欠けている情報を整理するというのは、「欠けている情報」というのは、例えばどういうものがありますか。

熊谷課長補佐 例えばというと、そういうところも含めてこの調査会で検討していただければと思っておりますか、例えば食中毒の情報の収集につきまして、先ほど、厚生労働省の御担当の宮川補佐から御説明いただいたところですが、今あるシステムでは探知できないもの、例えば下痢等の症状のみの健康被害情報から何らかの食品に關与するようなものの探知を系統立てて行うことはできないか、などがあるのではないかと考えておりますが、そこは、これからの審議、ヒアリング等を通した中で検討していただければ、整理していただければと考えております。

熊谷座長 どうもありがとうございました。

ほかに。

小泉委員 今言われた のほうですが、健康被害の重要度に関する分析という、この「健康被害の重要度」というのは、重篤度のことですか、それとも、重要度というのであれば、健康被害の重篤度も含めて、社会的パニックになるのかどうかとか、そうした広い意味での重要度ということなんでしょうか。

熊谷課長補佐 広い意味での重要度ということでございます。

小泉委員 では、省庁だけではなしに、いろいろな広報活動をしなければいけないとか、

そういうことですね。はい、わかりました。

熊谷座長 ほかに。

未知のリスクというのは結構難しい問題だと思いますけれども、それぞれの専門家からのヒアリングを通じてその部分が明らかになれば、そういうねらいでしょうか。

酒井情報・緊急時対応課長 はい、そのとおりでございます。よろしく申し上げます。

熊谷座長 ほかにございますか。

リスクの早期探知方策の中に、恐らく、どういうところから情報を集めるかという問題があるかと思うんですけれども、それについては何かでき上がったものがあるんでしょうか。

熊谷課長補佐 食品安全委員会におきましても、食品安全総合情報システムというものがございまして、あらゆるところから、過去、政府機関のホームページですとか、それぞれ出されているソースから情報を収集しております、その一覧というものは作成しておりますので、情報収集ソースとして、整理しているものはございます。

熊谷座長 各国のメディアとかそういうものはどこかで収集されているんですか。

熊谷課長補佐 海外メディアも含めて収集しております。

熊谷座長 なかなか結構難しい問題かなと。非常にローカルなところで発生したものが、実は輸入品に結びついてとかということがあり得ると思いますので、結構難しいのではないかと考えているんです。それから、いろいろな情報が入ってきたときに、それをどういうふうに整理するかというのが、ある部局だけに任されているのか、それとも同じソースの情報がいろいろなところに入って、重要度を含めていろいろな判断という形、現実にはそういう形になっているのかなと想像しているんですけれども、そこらはきれいに整理されているんでしょうか。変な質問ですが。

熊谷課長補佐 そういうあらゆる食品に関する情報というのは、食品安全委員会でも情報を収集しておりますし、厚生労働省、農林水産省、環境省ともそれぞれ情報を収集しているところかと思えます。その収集されたものについて、その分析をして、対応を考えるということは日々行われているところかと思えますが、更にリスクの早期探知というところで、どういう形でやっていけるかということも含めて御検討いただければと思います。

熊谷座長 それでは、この件についてほかに御意見ありますか。

それでは、これもただいまいただきました御意見をもとに進めていただければと考えますが、それでよろしいでしょうか。

酒井情報・緊急時対応課長 結構でございます。了解いたしました。

先ほど、青木専門委員のほうからも想定外の対応という御指摘もございましたので、そういうものも含めて、この中でいろいろ勉強していくという位置づけにしていければと思います。難しいテーマではございますけれども、緊急時対応といたしましては重要な部分でございますので、いろいろ考えていきたいと思います。今後とも御指導をお願いいたします。

熊谷座長 それでは、ほかに何か、事務局も含めましてございますか。

酒井情報・緊急時対応課長 ちょっと事務局で確認をさせていただきますでしょうか。

ヒアリングについてでございますけれども、事務局でいただきました皆さんの御意見、御指摘を再度整理したいと思います。座長のほうと御相談申し上げて原案を作成するという事で、更に各委員からの御協力、御助言をいただいて実施するというふうにしてまいりたいと思いますので、御協力方よろしくをお願いいたします。

熊谷座長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。事務局もよろしいですか。

酒井情報・緊急時対応課長 事務局からは特にございません。

熊谷座長 それでは、長時間にわたりどうもありがとうございました。座長の不手際で12分ほど遅れましてどうも済みませんでした。

どうもありがとうございました。これで終了いたします。